

# 地域ケア会議ガイドライン

平成28年7月

和歌山市地域包括支援課

## 1 地域ケア会議の定義

地域ケア会議は、「介護支援専門員、保健、医療及び福祉に関する専門知識を有する者、民生委員その他の関係者及び関係団体により形成される会議」のことで「地域包括ケアシステム構築」のために必要な会議です。

介護支援専門員および地域全体のケアマネジメントを支援するための一つの手法であると同時に、地域にお住まいの高齢者が自立した日常生活を営むために必要な支援体制についての検討を行う場です。

そして個別ケースの検討で把握された地域課題の把握や地域のネットワーク強化、政策形成につなげていく会議です。

## 2 地域ケア会議の目的

①地域ケア会議は、個別ケースの支援内容の検討を通して、

- 介護支援専門員による自立支援につなげるケアマネジメントの支援
- 高齢者の個々の課題解決に向けた地域包括支援ネットワークの構築
- 地域課題の発見・把握

②地域の実情に応じた地域作りや資源の開発などを目的としています。

## 3 地域ケア会議の機能

①個別課題の解決機能

この会議では、サービス担当者以外に必要な参加者が集まり、個別事例の課題だけでなく、個別事例から地域課題を把握し、次のステップにつなげることを目的としています。

個別ケースについて多機関・多職種が多様な視点から検討を行うことにより、地域住民の問題解決を支援するとともに、そのプロセスを通して地域包括支援センター職員や介護支援専門員等の課題解決力向上を図り、ケアマネジメントの質を高めます。

個別課題解決のために取り上げる個別事例としては、

- サービス未利用で支援を要する高齢者等への対応
- 周辺住民が困っている事例
- 支援のための資源や環境整備が必要な事例
- 高齢者の心身の健康や権利が侵害されている事例
- 保険者から見てサービス提供内容に課題がある事例
- 軽度者に対し自立支援につなげる事例

等サービス担当者会議で解決できないケースが対象となります。

## ②地域包括支援ネットワーク構築機能

医師会、介護サービス事業者、地域の民生委員・自治会等の関係機関との連携を高める機能です。地域包括支援センター間や関係機関間の情報交換の促進や地域住民に対するネットワーク構築を図ります。

## ③地域課題の発見・把握機能

個別ケースにおいて、地域の共通課題を見出すことを念頭に置き、個別ケースの背後にある解決すべき地域課題を明らかにする機能です。

集約した地域課題について、有効な課題解決方法の普遍化や新たな資源開発の検討、地域づくりに向けた検討を行います。

## ④地域づくり・資源開発機能

個別課題の検討の過程で、地域で不足する資源や仕組みがあれば創出する必要があります。インフォーマルサービスや地域の見守りネットワークなど、住民との役割分担を図りながら地域に必要な資源を創出していきます。

## ⑤政策形成機能

明らかになった地域課題を集約・整理し、必要な基盤整備、関係機関との調整等の行政機能を発揮します。

## 4 和歌山市における「地域ケア会議」

地域包括支援センターが開催する地域ケア会議と市レベルの地域ケア会議で構成されます。

### 和歌山市の地域ケア会議

|          | 市レベル<br>地域ケア会議   | 自立支援型<br>地域ケア会議   | 困難事例等<br>地域ケア会議   |
|----------|--|---|---|
| 実施<br>主体 | 市  | 地域包括支援センター<br>自立支援型ケアマネジメント   | 地域包括支援センター<br>困難事例など  |
| 目的       | <ul style="list-style-type: none"><li>●地域課題を解決するため、地域づくりや政策形成につなげる。</li><li>●新たに開発した資源などを、次期介護保険事業計画等に位置づける。</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>個別ケース検討を通して</li><li>●介護支援専門員の、法の理念に基づいた高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援</li><li>●課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築</li><li>●課題分析等を行うことによる地域課題の把握</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>個別ケース検討を通して</li><li>●ケアマネジメント支援を通じた利用者の個別課題の解決</li><li>●課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築</li></ul> |

#### ①地域包括支援センターが開催する地域ケア会議について

##### ●困難事例等地域ケア会議

公的サービスでは支援困難な個別支援対象者等に対しての具体的な支援方法等を検討する会議です。

##### ●自立支援型地域ケア会議

個別ケースの検討を通じて自立支援につながるケアマネジメントを考える会議です。

これらの会議で明確になった地域課題を市レベルの地域ケア会議に提言する役割も担っています。

#### ②和歌山市が開催する市レベルの地域ケア会議について

地域包括支援センターが開催する地域ケア会議で明確になった地域課題について、解決するための政策について考え、事業推進を担っていく会議です。

構成メンバーは、保健・医療・福祉等の専門機関や住民組織の代表者、行政機関の職員等です。

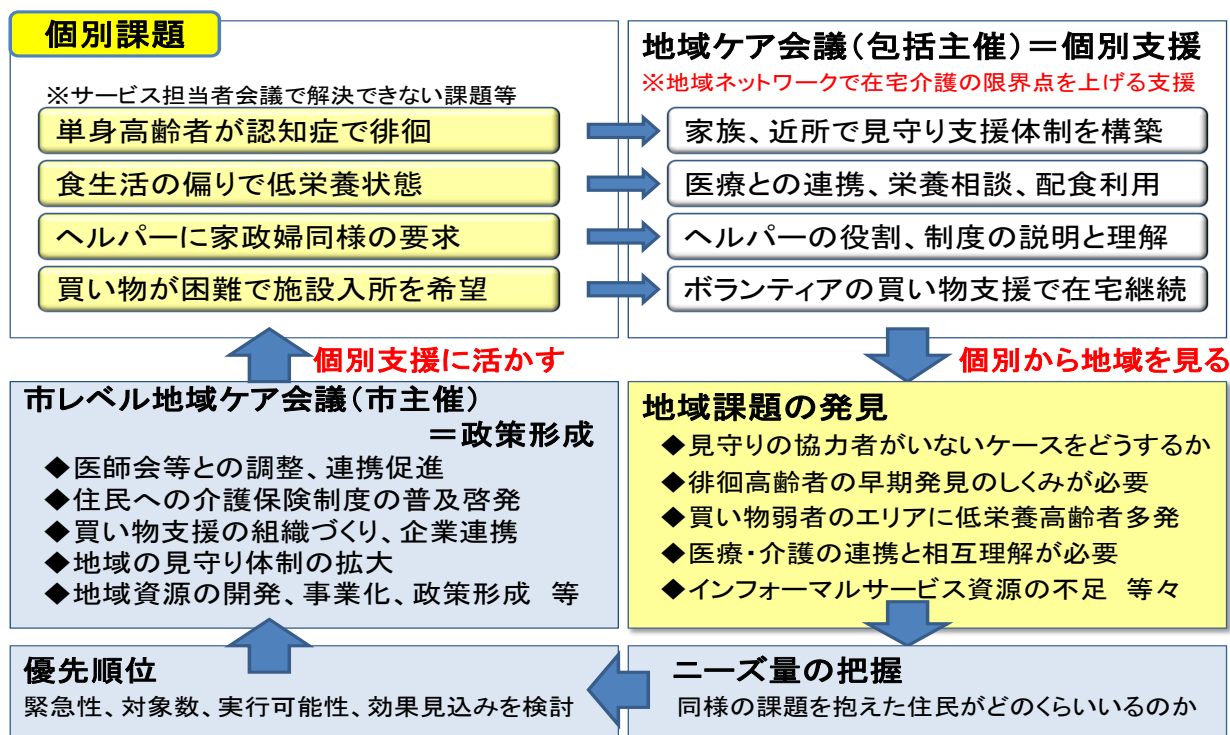
メンバー間で意見交換、情報の共有を行い、会議で表明された意見を政策形

成につなげるため、それぞれの立場で地域の共通課題と役割分担についてコーディネート機能を発揮し、需要に見合ったサービス資源の開発や、関係機関のネットワークの形成を目指します。

具体的には、以下の役割を担っています。

- 高齢者支援に有効な地域資源の情報交換を行うと共に情報共有をすること。
- 地域ケア会議で検討される事案をもとに、明らかになった地域課題について、市レベルの地域ケア会議で整備可能なものを地域の中で構築していくこと。
- 地域ケア会議での検討結果の報告を受け、市レベルの地域ケア会議のメンバーとして事案の考察と検討を行い、地域ケア会議に対しアドバイスや支援を行うこと。
- 地域ケア会議で検討された内容について、市レベルの地域ケア会議のメンバーが所属する組織において、フィードバックし、地域包括支援センター等が進める地域包括ケアの実現に努めること。

## 個別課題から地域課題の発見、政策形成への流れ(例)



## 5 個人情報の保護について

### ①個人情報の収集及び提供について

介護事業所・医療機関・行政・地域包括支援センターなど、機関によって取り扱いに関する法律が異なります。

また、個人情報保護条例の定めがあるため、地域ケア会議における個人情報の取り扱いは、基本的な方針を設定し、関係者で共有することが必要です。

- 地域ケア会議では、個別ケースを取り扱うことへの留意が必要です。
- 一方では、過剰な反応により必要な情報が共有されず、適切な支援が行われなくなるような事態は避けなければなりません。

### ②個人情報の提供内容、共有範囲について

本人の同意を得ることが大前提です。（口頭、書面（様式①）でも可）

●地域ケア会議の参加者には、あらかじめ地域ケア会議で知り得た個人情報の秘密保持について誓約していただきます。（様式②）

●地域ケア会議の個別ケース資料については、会議終了後、回収します。

●会議資料は、直接の担当者以外は、個人が特定されないように氏名・生年月日・住所の一部の情報を加工・修正した上で使用します。

### ③本人の同意がなくとも共有できる場合

- 法令に基づく場合（高齢者虐待防止法等）
- 本人の利益を守ることが優先される場合（生命や財産の危機等）
- 個別の条例による場合（災害時による条例等）
- 本人、家族等が介入を拒否しているなど処遇困難ケース

地域ケア会議に携わるものは、地域ケア会議の協議に際し以下の守秘義務における誓約書の提出に協力していただきます。

### 誓約書

私は、今回の地域ケア会議において、知り得た個人の情報について、他に漏らさないことを誓約します。

平成 年 月 日

| 所属または団体 | 氏名 |
|---------|----|
|         |    |
|         |    |
|         |    |
|         |    |
|         |    |
|         |    |